

松山市告示第110号

令和2年4月1日

松山市長 野志 克仁



使用料等の徴収・収納の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び松山市財務会計規則（昭和39年規則第11号）第53条の規定に基づき、下記の施設に係る使用料等の徴収・収納について、指定管理における協定の中で、指定管理者に徴収・収納委託を行ったので、松山市財務会計規則第55条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

記

施設名称	徴収・収納委託する収入金	受託者の名称等	委託の期間
松山市坂の上の雲ミュージアム	観覧料，特別利用料，会議室使用料，駐車施設使用料，音声ガイド使用料，坂の上の雲ミュージアムレター料及びレター保管料，錦絵多色刷り体験料，物品売払代金	松山市本町一丁目1番1号 コンソーシアム明治松山 代表 谷川 彰子	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで